

## **[事案22-161] 契約無効確認・既払込保険料返還請求**

・平成23年7月27日 裁定終了

### **<事案の概要>**

銀行を窓口として契約した変額個人年金につき、銀行員の虚偽の説明を理由に、契約の取消しと一時払保険料の返還を求めて、申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成19年7月に、既に参加していた他社の変額個人年金（据置期間10年経過後に一括受取した場合にも一時払保険料が最低保証される）と同じ商品で据置期間5年の商品があるとの勧誘を受け、5年で元本が戻るか募集人に確認したところ、保険会社に確認のうえ元本保証を確約したことから、契約を締結した。事実と異なる説明を受け、契約したものであるから、契約を取消し、一時払保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人が勧誘中に当社に確認の電話をした事実は認めるが、以下のとおり、募集人は適切な募集を行っていることから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 既加入の他社商品と混同される可能性があると考え、15年の年金受け取りの場合に総額での元本保証があることを特段注意深く説明し、また、中途解約や年金の一括受取をした場合は元本割れの可能性がある点などを説明している。
- (2) 電話で行ったのは、税務関連の質問であったと思われるが、上記のような当商品の基本的な特性について募集人が電話で確認することは考えられず、元本保証について質問したものではない。申立人に対してそれを確約してもいない。
- (3) 募集上の外形的疎漏は認められず、適合性確認、意向確認も適切に行われている。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張を、5年の据置期間経過時の一括受取の場合に元本保証があるという、不実告知による取消し（消費者契約法4条1項1号）、および錯誤による無効（民法95条本文）を主張するものと解し、申立人および保険会社から提出された書面並びに申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事実が認められるので、申立人の主張には理由がなく、本件申立内容を認める理由はないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

- (1) パンフレットには5年経過時の一括受取の場合に一時払い保険料相当額が保証されている旨の記載はなく、むしろ下回る場合があることが記載されている。
- (2) 変額個人年金を、パンフレットなどの資料なしに説明することは困難と言わざるを得ず、パンフレット等に則して説明するのが一般的で、その記載と異なる説明をすることは通常考えられず、特段の事情もないことから、募集人は、パンフレットなどの資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったと認めることができる。よって、重要事項について事実と異なることを告げたとは認められず、不実告知による取消しは認められ

ない。

- (3) 申立人に錯誤の存在を認めることは困難だが、仮に錯誤が認められ、それが「要素の錯誤」に当たるとしても、申立人が自署した申込書には、年金額の保証がないことが容易に理解し得る記載があり、パンフレット、意向確認書などには、5年経過時の一括受取の場合に、一時払保険料相当額の保証がないことを容易に理解しうる記載であるにもかかわらず、申立人がこれを読まずに申込みをしたのであれば、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言えるので、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書）。

【参考】

消費者契約法4条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取消することができる。

1号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。